

非協力者への対処（罰則の適用について）

【統計法の報告義務と罰則】

- ・ 統計法では、基幹統計調査について報告義務を規定（第13条）し、報告義務違反について罰則を規定（第61条）

【実査部門からの意見・要望】

- ・ マンション管理会社等で調査員の立ち入りを拒む者等に対しては、罰則の厳格適用や社名の公表を行うなど協力の実効性を担保するようにすべき
- ・ 未提出客体の中には長期間調査拒否も多く、一部の未提出客体を放置することで周辺へ未提出知が波及する状況も見られる
- ・ 統計法の申告義務も、罰則が事実上形骸化している現状では何の強制力も無く、調査協力をお願いする姿勢では収集業務は限界。今後未提出客体の増加が予想される
- ・ 非協力事業所に対する罰則規定の実際の適用は困難であり、非協力のデメリットは皆無であるため、調査拒否事業所への有効な方法を検討すべき

【非協力者の態様】

- ・ 個人による単純な調査への非協力から、組織的な調査の拒否まで多様

【非協力者に対し罰則を適用する場合に想定される問題点・課題】

- ・ 組織的な拒否を誘発するおそれ
- ・ 罰金を払うから協力しないという者の出現を惹起するおそれ
- ・ どのようなケースで罰則を適用するか基準や手順の明確化が必要

【非協力者に対する対処方策の考え方】

- ・ 国民や企業の理解を得て調査を実施するとの原則を貫き、罰則適用はできるだけ控える方向とするか、非協力の増加等の状況を踏まえ、悪質な非協力者に対しては、警告等の手順を実施した上で、罰則を適用する方向とするか。

【諸外国の適用例】

- ・ イギリスの2001年センサスでは、92件を申告義務違反で送検（内、32件は調査票の提出があり取り下げ、10件は技術的な理由で取り下げ）
- ・ 西ドイツでは、87年調査時に適用したが、拒否運動が拡大

（適用例出典：国勢調査の実施に関する有識者懇談会（第4回）資料）

<参考：統計法の関係条文>

(報告義務)

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

～国際連合作成の「統計組織ハンドブック」からの抜粋～

第2章 統計制度

E . 法律

3. 法律：抑止と施行

142. 回答不履行に対し、法的制裁を伴う回答要請への強制力は、同様に統計の全体的な品質にとって必須条件である高回答率の確保に大いに役立つ。しかし、問題はそれほど単純ではない。実際、回答要請への遵守を確保するための強制力は、本来、抑止力となる。そのような権力が法律で十分明文化されている国家では、大半がこれまで実施したことがないか、さもなければ、希に適用した程度に過ぎない。

144. どのような制度であっても、協力関係は回答率の確定に重大な役割を演じる。しかし法律は、協力関係の構築に必要な条件であるかもしれない。

(出典：諸外国における統計制度と運営(その25)平成17年11月
総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計管理官室)

注) 統計組織ハンドブックは、1954年に国際連合から第1版が出版され、第2版は、1980年に「国家統計局の組織及び関連する管理問題についての研究」として出版された。そして、ほぼ20年後の1999年に国際通貨基金及び国際連合より共同開催されたデータ品質セミナーにおいて、第2版の改訂が要請されたことを受けて、2003年に第3版として国際連合が作成したものの。